

市税の概要

区分	税 目	概 要	納 税 義 務 者
普 通 税	個人市民税（8 ページに掲載）	前年中の所得に対して、1月1日現在で 市内に住所のある人に個人県民税とあ わせて課税されます。	・1月1日現在において市内に住所のあ る個人で、前年中に所得がある人 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有 する個人で、市内に住所がない人
	法人市民税（29 ページに掲載）	法人の所得にかかる法人税を基礎とし て課税されます。	・市内に事務所又は事業所を有する法人 ・市内に寮等を有する法人で市内に事務 所又は事業所を有しない法人及び事 務所、事業所又は寮等を有する法人で ない社団・財団
	固定資産税（31 ページに掲載）	1月1日現在に市内の土地や家屋、償却 資産を所有している人に課税されます。	・1月1日現在に市内の土地や家屋、償 却資産を所有している人（ただし、都 市計画税は市街化区域内の土地や家 屋を所有している人）
目 的 税	都市計画税（42 ページに掲載）	市街化区域内の土地や家屋に対して課 税されます。	
	入湯税（43 ペー ジに掲載）	鉱泉浴場における入湯行為に対して課 税されます。	・鉱泉浴場の経営者
普 通 税	軽自動車税 上段：種別割	原動機付自転車や軽自動車等を所有し ている人に課税されます。	・4月1日現在における軽自動車等の所 有者
	下段：環境性能割 （44 ページに掲載）	三輪以上の軽自動車を取得したときに 課税されます。	・三輪以上の軽自動車の取得者
	市たばこ税（48 ページに掲載）	たばこの製造者や特定販売業者等が市 内の小売業者に売り渡すたばこに課税 されます。	・たばこの製造者や特定販売業者等
	鉱産税（48 ペー ジに掲載）	鉱物の掘採の事業に対して課税されま す。	・鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

普通税：納められた税金の使いみちが、どのような経費にもあてることができる税金をいいます。

目的税：納められた税金の使いみちが、特定の目的または事業にあてよう定められた税金をいいます。

課 税 標 準	税 率	納 期 等													
前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額等	・ 均等割 市民税 3,000 円 （県民税 1,000 円） ・ 所得割 市民税 6%（県民税 4%）の比例税率（17 ページ参照） 分離課税は 22, 23 ページ参照	普通徴収		特別徴収											
		期別	納期限	期別（給与天引）											
		1 期	7 月 1 日	6 月～翌年 5 月（毎月）											
		2 期	9 月 2 日												
		3 期	10 月 31 日	期別（年金天引）											
		4 期	1 月 31 日	4 月～翌年 2 月（偶数月）											
法人税額	・ 均等割 5 万円～300 万円 ・ 法人税割（30 ページ参照） ①R4. 3. 31 以前開始事業年度 法人税額の 6.0% ②R4. 4. 1 以後開始事業年度 法人税額の 6.0%～8.4%	各事業年度終了の日から 2 か月以内に申告納付													
固定資産課税台帳に登録された 1 月 1 日現在の価格等	1.4%	<table><tr><td>期別</td><td>納期限</td></tr><tr><td>1 期</td><td>4 月 30 日</td></tr><tr><td>2 期</td><td>7 月 31 日</td></tr><tr><td>3 期</td><td>12 月 25 日</td></tr><tr><td>4 期</td><td>2 月 28 日</td></tr></table>				期別	納期限	1 期	4 月 30 日	2 期	7 月 31 日	3 期	12 月 25 日	4 期	2 月 28 日
	期別					納期限									
1 期	4 月 30 日														
2 期	7 月 31 日														
3 期	12 月 25 日														
4 期	2 月 28 日														
	0.3%														
入湯客	1 人 1 日につき 150 円	入湯のあった月の翌月 15 日までに申告納付													
総排気量及び車種等による	1,000 円～12,900 円（44, 45 ページ参照）	5 月 31 日													
軽自動車の通常の取得価額	環境性能に応じ、非課税～3%（当分の間、非課税～2%）	車両番号の指定を受けるとき等に申告納付													
売り渡し製造たばこ本数	1,000 本あたり 6,552 円	毎月算出税額を翌月末日までに申告納付													
鉱物の価格	1%（鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 0.7%）	鉱物を掘採した月の翌月 15 日から末日までに申告納付													